

## 青森県が大臣指定地域に指定！

大臣指定区域とは…家畜伝染病の病原体が、野生動物に感染したことが確認されたなど、家畜での発生リスクが高まっているものとして農林水産省大臣が指定する地域のこと。

これまでの飼養衛生管理基準に加えて追加措置が必要です！

### 大臣指定区域における追加措置

・他畜産関係施設に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置  
+ 当日に大臣指定区域に入った者を立ち入らせない(畜産関係者を除く)

・安全な資材の利用  
+ 大臣指定区域で収穫された飼料・敷料を利用する場合は家保の指示に従う

・畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用  
+ 畜舎ごとに専用の衣服を設置し、これらを確実に着用させる

・畜舎外での病原体による汚染防止  
+ 家畜を移動させる場合は屋根、壁等によって野生動物の侵入が防止できる畜舎間通路を整備し、洗浄・消毒済のケージを使い、重機、一輪車等を持ち込むときは畜舎入り口で洗浄及び消毒する

・病原体による汚染拡大防止(野生動物に関する事項)  
+ 放牧場では給餌場に防鳥ネットを設置し、家畜を収容する設備の確保を行う

不明な点、家畜の異状等ありましたら当所へ連絡して下さい。

下北地域県民局地域農林水産部 むつ家畜保健衛生所  
TEL: 0175-22-1254 FAX: 0175-22-1259  
夜間・土日祝祭日の場合は、家保携帯 090-5841-6810